

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、狭山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 狭山都市計画区域の位置等

狭山都市計画区域は、都心から約 40km 圏、本県の南西部に位置しています。
また、狭山都市計画区域に含まれる土地の区域は、狭山市の行政区域の全域です。

【1・4・1 号首都圏中央連絡道路】

本路線は、狭山市大字笹井字南八木（入間市境）を起点とし、同市大字根岸字田木前（日高市境）に至る延長約 3,550m、幅員 20.5m の自動車専用道路です。

II. 変更の理由

首都圏中央連絡自動車道は、都心から約 40～60 k m の圏域で結ばれる環状道路で、放射幹線道路に集中する交通を分散導入させ、円滑化を図るとともに、近郊整備地帯の中核都市を連絡して、首都圏の多核的かつ均衡のとれた発展を促すことを目的に、狭山都市計画区域では、昭和 61 年 3 月 28 日に都市計画決定しました。

平成 8 年の供用開始後、近年では狭山パーキングエリアの混雑が常態化しており、利便性の向上、超高齢社会に対応した安心、安全な通行環境の確保を図るため、休憩施設を都市計画に追加し、計画的な環境整備に取り組む必要があります。このため、一部区域を変更し、休憩施設を追加するものです。

また、構造の変更等により一部区域を削除するとともに、車線の数を決定するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
1・4・1 号 首都圏中央連絡道路	約 3,550m	4 車線 (—)	20.5m	・ 一部区域の変更 ・ 車線数の決定

括弧内は変更前を示す。